

## 令和6年度第3回小牧市上下水道事業経営審議会

### 1 日時

令和6年9月4日（水）午前9時25分から11時10分まで

### 2 場所

味岡市民センター 2階 視聴覚室

### 3 出席委員（敬称略）

榎本 訓康 公益財団法人 愛知水と緑の公社 常務理事兼下水道部長  
大野 泰典 税理士  
萩原 聡央 名古屋経済大学 法学部 教授  
平山 修久 名古屋大学 減災連携研究センター 准教授  
佐藤 萬明 小牧市区長会 理事（片町区長）  
酒井 美代子 小牧市女性の会 会長  
谷口 里美 小牧市消費生活改善推進員会  
廣野 友巳 小牧商工会議所 常議員（デリカ食品工業株式会社 代表取締役）  
岩崎 至 一般公募者  
馬場 容子 一般公募者

欠席委員

なし

### 4 事務局

笹尾 拓也 上下水道部長  
三品 克二 上下水道部次長  
横山 宗裕 上下水道経営課長  
早稲田 宏 上下水道業務課長  
長坂 裕 上下水道施設課長  
船橋 裕一 上下水道施設課長補佐

石田 哲也 上下水道経営課経営係長  
倉田 和典 上下水道経営課下水道経理係長  
大平 守 上下水道業務課給水係専門員  
杉田 康明 上下水道経営課経営係主査  
松富 祐太 上下水道経営課経営係主事

## 5 傍聴者

1名

## 6 議事

- (1) 下水道事業の使用料体系案の検討について
- (2) 「公衆浴場用」と「農業集落排水事業」の使用料体系について
- (3) 答申書（案）について

## 7 内容

### 【事務局】

おはようございます。少しまだ定刻より早いですが、皆様方おそろいになられましたので、傍聴者の方につきましても10分前というところで時間制限をしておりますので、ただいまから審議会のほうを開催していきたいと思っております。

改めまして、本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私、本日の進行を務めさせていただきます上下水道部次長の三品でございます。よろしくお願いたします。

なお、今回から新たな委員の任期となりまして、本来でありましたら、開催に先立ちまして任命式を執り行い、お一人ずつ任命書のほうを交付させていただくところではあります。本日につきましてはお手元の配付をもって代えさせていただいておりますので、御了承いただきたいと思います。

初めに、資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただきました資料といたしまして、次第と、裏面に審議会委員さんの名簿が書いてありますものが1枚、それから、資料1、資料2、資料3、最後に参考資料になりますが、今日、本日もしお忘れのものとかがございましたら、事務局のほうに御用意がありますので。よろしいでしょうか。

それでは、次第に沿いまして進めさせていただきたいと思います。

初めに、開催に当たりまして、上下水道部長の笹尾より御挨拶を申し上げます。

#### 【事務局】

改めまして、おはようございます。本日は、お忙しい中、第3回小牧市上下水道事業経営審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど司会のほうからお話がありましたが、委員の皆様におかれましては、新たにまた2年間、審議会委員をお願いすることになりました。引き続きとなりますが、よろしく願いいたします。

また、本日の会議では、引き続き適正な下水道使用料について審議のほうをお願いしたいと思っております。委員の皆様におかれましては、様々な視点から活発な御議論をお願いいたしまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

#### 【事務局】

続きまして、次第の2、会議の公開について説明いたします。

小牧市審議会等の会議の公開に関する指針では、審議会等の会議は、原則として公開することとされております。本審議会につきましても、公開とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

先ほど傍聴者について少し触れましたが、本日の傍聴者は1名の方でございます。御報告をさせていただきます。

なお、記録用といたしまして、随時、撮影、録音させていただくとともに、議事録につきましては、発言者名については非公表とした上で、市ホームページなどで公開させていただきますので、併せてお願いいたします。

ここで1つ御報告申し上げます。本日の出席委員は10名であります。したがって、小牧市上下水道事業経営審議会条例第6条第2項の規定によりまして、この会議が成立していますことを報告いたします。

なお、本日の会議の終了時間は正午頃を予定しておりますので、長時間にわたる審議だと思われませんが、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、次第3、会長・職務代理人選出でございます。小牧市上下水道事業経営審

議会条例第5条第1項におきまして、会長は、委員の互選により定めることとしておりますが、委員の皆様から御意見、御提案がございましたら、お伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

**【A委員】**

会長には、萩原委員にお願いしてはどうかと思います。萩原委員は前期の会長も務められておりますので、適任であると思います。

**【事務局】**

ただいまA委員から、萩原委員にお願いしてはどうかという御意見をいただきました。委員の皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【事務局】**

それでは、御異議がないようでございますので、会長は萩原委員にお願いしたいと思えます。それでは、萩原委員におかれましては、お手数ですが、前の会長席のほうに移動をお願いしたいと思えます。

ここで萩原会長より一言御挨拶をいただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

**【萩原会長】**

皆さん、おはようございます。

前期に引き続きまして会長という重責を担わせていただくことになりました。今後、任期の2年間において、小牧市の上下水道事業の経営の健全化に向けて、微力ながら尽力してまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましても、忌憚のない御意見をいただくとともに、議事の円滑な進行への御協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**【事務局】**

ありがとうございました。

続きまして、会長の職務代理者の選出であります。

小牧市上下水道事業経営審議会条例第5条第3項において、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理することとなっております。これに基づきまして、萩原会長から職務代理者の指名をお願いしたいと思っております。

**【萩原会長】**

それでは、私からの指名をということですので、前期に引き続きまして、名古屋大学の平山委員をお願いをしたいと思います。

**【平山委員】**

承知します。

**【事務局】**

ただいま、萩原会長より、職務代理者に平山委員が御指名されました。平山様、よろしくお願ひいたします。

**【平山副会長】**

よろしくお願ひします。

**【事務局】**

平山委員におかれましては、お手数ですが、前の席のほうへの移動をお願いいたします。

それでは、以後につきましては、小牧市上下水道事業経営審議会条例第5条第2項に基づき、会長が会務を総理することになっておりますので、萩原会長をお願いしたいと思います。

会長、議事の進行のほどよろしくお願ひいたします。

**【萩原会長】**

それでは、お手元の次第に基づいて進めたいと思いますが、委員の皆様のお協力をよろ

しくお願いいたします。

次第4の議事に入ります。次第4の(1)下水道事業の使用料体系案の検討についてを議事といたします。事務局から説明をお願いいたします。

#### 【事務局】

資料の1をお願いいたします。資料1につきましては、体系案を比較しやすいように、片面刷りのクリップ留めとなっております。

それでは、着座にて説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

まずは、前回の審議会で検討いただいた結果と今回検討いただく内容について御説明を申し上げます。

前回の審議会で決定した内容ですが、1つ目として、10<sup>m</sup>までは基本水量として従量使用料を取らないものとしていたものを廃止することを決定しました。前回、「基本水量」という名称についてのお話がありましたが、他市も「基本水量」と言っていることから、今回も「基本水量」という名称のままで続けさせていただきたいと思います。よろしくお願い致します。

2つ目に、基本使用料と従量使用料の割合は40%対60%を維持することを決定しました。

続いて、今回の審議会で検討する内容であります。今回の審議会では従量使用料について検討していただきますが、検討項目は大きく分けると、こちらの2点に整理することができます。

1つ目に、現行の使用料体系でも従量使用料が設定されていた11<sup>m</sup>以上の単価の増加方法について、定率増と定額増のどちらを選ぶかということ、2つ目に、基本水量を廃止した1<sup>m</sup>から10<sup>m</sup>までの単価を幾らにするかということです。

1枚めくっていただきまして、3ページをお願いいたします。

検討項目の1つ目の定率増と定額増についての違いを簡単に御説明します。例として、図の青色の部分であります。こちらは、もともと設定されていた従量使用料の単価でございます。従量使用料の単価が、1<sup>m</sup>から10<sup>m</sup>までが10円、11<sup>m</sup>から20<sup>m</sup>までが20円、21<sup>m</sup>から30<sup>m</sup>までが40円と設定されていたとします。これに、ちょうど真ん中に当たります11<sup>m</sup>から20<sup>m</sup>までの単価をプラス10円、率にして50%とするような使用料改定をしたとします。このとき、他の水量区分の単価がどうなるかといいますと、左側の定率増では、他

の水量区分も50%増加しますので、もともとの単価が10円だった1 m<sup>3</sup>から10m<sup>3</sup>までがプラス5円、もともとの単価が40円であった21m<sup>3</sup>から30m<sup>3</sup>まではプラス20円となり、もともとの単価が高い水量区分ほど増加額も多くなります。

これに対して、右側の定額増では、他の水量区分も、もともとの単価によらず、プラス10円していきますので、もともとの単価が10円だった1 m<sup>3</sup>から10m<sup>3</sup>までは、増加率でいうとプラス100%、つまり、2倍となりまして、もともとの単価が40円だった21m<sup>3</sup>から30m<sup>3</sup>まではプラス25%となり、もともとの単価が高い水量区分ほど増加率が下がります。

ここまで極端ではありませんが、小牧市の従量使用料も、使用水量が多い区分ほど単価が高くなっておりまして、定率増ですと使用水量の多い使用者の負担が増え、定額増ですと使用水量の少ない使用者の負担が増える、そのようなイメージを持っていただきたいと思えます。

1枚めくっていただきまして、4ページをお願いいたします。

使用料体系案の比較に使用する水量区分とその理由について御説明します。まずは、前回の第2回の審議会の資料の中で、共用分割後の調定件数が多い水量である7 m<sup>3</sup>と19m<sup>3</sup>、その中間になりますが、使用料増加率が最大となる10m<sup>3</sup>を小口使用者としてピックアップさせていただきました。20m<sup>3</sup>以上の区分からは、東京都の令和2年度の生活用水実態調査において、4人世帯の平均水量23m<sup>3</sup>と、5人世帯の平均水量28m<sup>3</sup>をピックアップしました。大口使用者からは、それぞれの水量区分から、50m<sup>3</sup>、150m<sup>3</sup>、飛びまして、8,000m<sup>3</sup>をピックアップしております。各店舗によって差はありますが、50m<sup>3</sup>はコンビニエンスストア、150m<sup>3</sup>は喫茶店のチェーン店がおおよそこれぐらいの使用水量のイメージでございます。また、8,000m<sup>3</sup>は小牧市内で排水量が最大となる使用者の使用水量となっております。

1枚めくっていただきまして、5ページをお願いいたします。

まずは、定率増について、使用料体系を確認します。基本使用料と従量使用料の割合を4対6、基本水量廃止部分の単価を5円、10円、15円、20円としたときに定率増で収入が30%増加する体系がこちらの図になります。

1～10m<sup>3</sup>の単価が5円の場合は、11m<sup>3</sup>以上の従量使用料の区分は一律26%の増加、10円の場合は一律22%の増加、15円の場合は一律18%の増加、20円の場合は一律14%の増加となります。定率増ですので、水量が多い区画ほど単価の増加額も大きくなります。

1枚めくっていただきまして、6ページをお願いいたします。

0 m<sup>3</sup>から40m<sup>3</sup>までの各水量使用者の使用料増加率をグラフにしたものです。こちらを見

ていただきますと、全てのグラフで使用水量10m<sup>3</sup>が増加率最大になっていることが分かります。また、1～10m<sup>3</sup>の単価が高いほど、10m<sup>3</sup>の最大増加率が高くなっています。

しかし、おおよそ使用水量26m<sup>3</sup>以上では、1～10m<sup>3</sup>の単価が高いほど増加率が低くなっています。つまり、1～10m<sup>3</sup>の単価が高いほど、水量による増加率の差が大きくなるということなのです。

1枚めくっていただきまして、7ページをお願いいたします。

4ページで御説明した水量の利用者が、それぞれの使用料体系で、消費税込みでどのくらいの増加をするのかというのを表にいたしました。増加率が赤く表示されていますのは、今回の平均使用料増加率30%と比べまして10%以上差があるところでございます。

前のページのグラフでも御説明しましたが、1～10m<sup>3</sup>の単価が高いほど、10m<sup>3</sup>の最大増加率が高くなり、最下段ですと、金額としては457円の増加ですが、増加率は57.8%まで上がります。

また、使用水量が多いほど増加率は低くなりますが、もともと支払っている使用料が高いので増加額も高くなり、8,000m<sup>3</sup>ですと、13.8%でも19万円の増加となります。

1枚めくっていただきまして、8ページをお願いいたします。

続いて、従量使用料を定額増とした場合を御説明いたします。基本使用料と従量使用料の割合を4対6、1～10m<sup>3</sup>の単価を5円、10円、15円、20円としたときに定額増で収入が30%増加する体系がこちらの表になります。

1～10m<sup>3</sup>の単価が5円の場合、11m<sup>3</sup>以上の従量使用料の区分は一律25円の増加となります。10円の場合は一律21円の増加、15円の場合は一律17円の増加、20円の場合は一律13円の増加となります。定額増ですので、全ての区画で同じ金額だけ増加いたします。

1枚めくっていただきまして、9ページをお願いいたします。

6ページ同様、0m<sup>3</sup>から40m<sup>3</sup>までの各水量利用者の使用料増加率をグラフにしたものです。定率増と同様に、全てのグラフで使用水量10m<sup>3</sup>が増加率最大になっていることが分かります。また、1～10m<sup>3</sup>の単価が高いほど、10m<sup>3</sup>の最大増加率が高くなっています。

11m<sup>3</sup>位以上の部分については、おおよそ使用水量23m<sup>3</sup>以上では、1～10m<sup>3</sup>の単価が高いほど増加率が低くなっています。定率増と同様に、1～10m<sup>3</sup>の単価が高いほど、水量による増加率の差が大きくなるということですが、定率増と定額増の比較については、また後で御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、10ページをお願いいたします。

7ページ同様、ピックアップした使用水量で消費税込みの改定後の増加額を表にしたものでございます。7ページの定率増と比較していただくと、7 m<sup>3</sup>、10 m<sup>3</sup>は、従量使用料の影響を受けませんので、定率増と全く同じ金額になります。19 m<sup>3</sup>から50 m<sup>3</sup>までは、定率増に比べて定額増のほうが増加率が高いのに対し、150 m<sup>3</sup>、8,000 m<sup>3</sup>では、定率増よりも定額増のほうが増加率が低くなっています。

1枚めくっていただきまして、11ページをお願いいたします。

ここからは、定率増と定額増の比較について御説明をいたします。まず、従量使用料の改定のポイントを御説明させていただきます。現在の使用料体系では、従量使用料は、使用水量の多い区分ほど、1 m<sup>3</sup>当たりの単価が高いため、大口使用者に、より多く御負担していただく体系となっております。

これは、現在の使用料体系を設定した当時は、下水道整備区域を拡大し、新たに下水道を使用する施設が増えていく時期だったことから、使用水量の大きい施設ほど、受け入れるために処理場の増設工事をして稼働させることとなるため、大量排水を抑制するためにも水量の高い区分ほど単価を高くするのが妥当であると、国の下水道財政研究委員会で述べられたことによるものでございます。

しかし、現在のように、下水道整備にめどがついて、処理場を拡大するようなことがない状況では、考え方を考える必要もあるかと思えます。

一部の大口使用者に頼った使用料体系では、使用料収入が、大口使用者の経営状況に大きく影響されます。安定した事業運営のためには、大口使用者への依存度が下がるような使用料体系を検討する必要があります。

このポイントから考えますと、従量使用料を定率増としますと、もともとの単価が高い大口使用者ほど増加額も多くなるため、大口使用者への依存度は変わりません。

それに対しまして、従量使用料を定額増としますと、1 m<sup>3</sup>当たりの使用料増加額は小口使用者も大口使用者も同じですが、もともとの単価が高い大口使用者ほど増加率が下がるため、大口使用者の依存度が緩和されることが期待できます。

1枚めくっていただきまして、12ページをお願いいたします。

6ページの定率増と9ページの定額増のグラフを合体させて、0 m<sup>3</sup>から200 m<sup>3</sup>まで増加率を比較したものでございます。なお、グラフの数が多くなると見えにくいことから、4本に絞って、1～10 m<sup>3</sup>の単価が10円の場合を黒線、15円の場合を赤線として、実線を定率増、点線を定額増としています。

10m<sup>3</sup>までは、定率増と定額増の違いはありませんが、11m<sup>3</sup>以上80m<sup>3</sup>前後まで、点線が実線の上にある、つまり、定率増より定額増の増加率が高くなっていますが、それを超えると、点線が実線の下に行く、つまり、定率増のほうが定額増より増加率が高くなります。

ここからも、実際に定額増のほうが、小口使用者からの収入が増加し、大口使用者の依存度が下がることが分かります。よって、事務局の提案としては、経営の安定化のための定額増を選択したいと考えております。

1枚めくっていただいて、13ページをお願いいたします。

経営の安定化のため、従量使用料を定額増としたとしまして、1～10m<sup>3</sup>の単価を設定する基準について御説明いたします。

現在の各水量区分での使用水量と従量使用料収入を比較しますと、13ページ上段のようになります。青色で0～10m<sup>3</sup>の区分は、現在は基本水量に設定されていますので収入はゼロになります。オレンジの11～20m<sup>3</sup>の水量区分は、28.9%の水量に対しまして、下のグラフが14.1%、つまり、従量使用料収入においては半分の割合しか占めていないことになります。これに対しまして、水量の多い区分を見てもみますと、水色の101～500m<sup>3</sup>の区分は、水量6.3%に対しまして、従量使用料は12.8%と2倍近い割合を占めております。500m<sup>3</sup>以上の区分では、9.4%の水量で25.7%と、3倍近い割合を占めています。つまり、現在の使用料体系は、大口使用者ほど、使用水量以上に従量使用料を支払っていることが分かります。

11ページで御説明しましたように、安定した事業運営のためには、一部の大口使用者に依存しない体系にする必要があります。その考えでは、使用水量と従量使用料の収入において、それぞれの水量区分の割合が同じであることが望ましいこととなりますが、現況として、使用水量と従量使用料にこれだけ差があるわけですから、今回の収入を30%増加させる改定で大きく体系を変えるというのは非常に困難でございます。

そこで、改定による増額分だけでも使用水量に見合った従量使用料を支払う体系にしたいと考えています。同じ定額増であっても、新たに従量使用料を設定した1～10m<sup>3</sup>の単価によって、各水量区分の増加額が異なります。1～10m<sup>3</sup>の単価を5円、10円、15円、20円にした場合を確認しますと、15円にした場合が、使用水量と各区分の使用料増加額の差が1%以内に収まっており、最もバランスがいいのではないかと考えております。

1枚めくっていただきまして、14ページをお願いいたします。

今回検討をする内容を整理しております。まず、経営の安定を考えますと、大口使用者

への依存が改善できる定額増を選択したいと思っております。

使用水量 $10\text{m}^3$ 、 $19\text{m}^3$ 、 $8,000\text{m}^3$ の増加額・増加率と、前ページで確認した使用水量と増加額のバランスを基に、 $1\sim 10\text{m}^3$ の単価を5円、10円、15円、20円とした場合を考えますと、①の5円とした場合は、増加率はどの水量区分も大きく変わらないので公平に見えますが、使用水量と増加額のバランスを見ますと、大口使用者のほうが多く支払っており、大口使用者への依存度があまり軽減されていないことが分かります。逆に、④の20円の場合は、大口使用者の依存度は軽減されますが、小口使用者の負担が大き過ぎるのではないかと考えられます。そう考えますと、③の15円が、使用水量と増加額のバランスがよく、大口使用者への依存度の軽減による経営の安定が期待できるのでベストだと考えられますが、 $10\text{m}^3$ の増加率が50%を超えることから、小口使用者の負担の増加に配慮すると、大口使用者への依存度の軽減効果は下がりますが、②の10円も選択肢に入るかと思われます。

総括としまして、事務局としましては、定額増で、 $1\sim 10\text{m}^3$ が③の15円を第1候補、②10円の場合を第2候補して提案させていただきます。

1枚めくっていただきまして、15ページをお願いいたします。

参考資料としまして、近隣市町の状況を記載しております。名古屋市、春日井市、岩倉市、犬山市、大口町、江南市を記載しております。名古屋市、岩倉市の赤字になっている分でございますが、こちらは、ホームページで答申は掲載されてございますが、条例としてまだ可決されておりませんので、決定していないものとして御承知おきください。

また、16ページには、15ページと同じ様式で、小牧市の改定前と、それぞれの体系案を掲載しておりますので、クリップを外していただきまして、比較していただければと思います。

体系案の比較といいましても、使用料単価が異なりますので、なかなか比較は難しいところでございます。改定後の小牧市の使用料単価は116.2円ですので、これに近いのは、名古屋市の改定前（115.5円）や、岩倉市の1回目の改定後（110円）となります。そこで、参考に、この2市との比較をしたいと思えます。

まず、名古屋市ですが、答申で2種類の改定案を提出しております。使用料単価の目標の記載はありませんでしたが、12.5%の増収ということですので、使用料単価は130円前後になるかと思われます。名古屋市の改定前と小牧市の改定案を比べますと、比較的小口使用者の負担が少なく、大口使用者の負担が多いことが分かります。これは、名古屋市は大きな商業施設が多いことが原因かと思われます。しかし、今回の改定では、小牧市の考

えと同様に、基本水量を廃止するなど、小口使用者の負担を増やすような改定を提案しております。全体で12.5%の改定にもかかわらず、10㎡の使用者は、案1ではプラス50%、案2でもプラス45%の増加率となっております。

一方の岩倉市ですが、改定前の単価も小牧市と比較的近く、1回目の改定率も約30%と、小牧市と同じような改定になっています。各使用水量における支払額も、ほぼ同等だといえますが、岩倉市はもともと小口使用者の負担が少なかったこともあり、改定前後を比較しますと、10㎡の使用者はプラス55%、7㎡の使用者はプラス72%となっております。

このように、他市町でも、経営の安定のために、小口使用者に御負担いただく、もともとの金額もありますが、一部の使用者が50%を超える改定も実施しているという状況も、検討していただく材料の1つとしていただければと思います。

資料1の説明は以上になりますが、別添としてつけさせていただきました参考資料について簡単に説明させていただきます。

こちらは、定率増、定額増で、それぞれ基本水量廃止部分、1～10㎡の単価を5円から20円まで、1円単位で計算した資料を掲載しております。資料1は5円単位となっておりますが、その間の単価も確認したいということがありましたら、こちらのほうを御活用いただきたいと思います。

説明は以上でございますが、今回は事務局から提案させていただきました2案を基本として審議をしていただき、体系案の決定をしていただけたらと思っております。

それでは、よろしく願いをいたします。

#### 【萩原会長】

ありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。御質問、御意見などございましたら、御発言をお願いいたします。なお、御発言いただく場合は、挙手をしていただきまして、お名前をお呼びいたしますので、その後に御発言してください。

それでは、委員の皆様、御意見等ございましたら、どうぞよろしく願いいたします。

B委員、お願いします。

#### 【B委員】

名古屋市は上下水道で11.8%、コロナ禍が終わってもマイナスが、赤字が続くので、元

へ戻すための値上げというふうにも新聞にも載ってございましたけども、やっぱり前から言っていますように、能登半島の地震を考えますと、経年劣化の管が非常に多い中で、設備投資の部分というのがこの値上げによってどの辺までカバーできるか、それを鑑みますと、許容ぎりぎり値上げのほうを早いうちにやっていく必要があるんじゃないかと考えておりますけども、今の説明を聞いておまして、商業者による視点からいうと、定額増に賛成でございます。

**【萩原会長】**

B委員、ありがとうございました。

定額増ということで、あと、事務局としては、先ほど2案出されまして、結局1～10m<sup>3</sup>のところ10円と15円の提示がございましたが、そちらについての御意見はございますか。

**【B委員】**

10円か15円かということですけども、先ほど言いましたように、許容範囲のなかで、段階的に上げる状態じゃないと思います。やはり今を解決するためには、本当に経年劣化の目に見えない地下の管を、漏水があってから対応するのではなくて、漏水前に対応できるような、そういう体制の資金も当然確保していく時期が来ているのではないかと。それはだんだん堆積しまして、経年劣化の管が毎年長くなって行って、非常に縮小には相当時間がかかるわけですけども、この辺で一度線引きをした上で、10円、15円は、15円だという形で取りあえず進めていくことについては賛成でございます。

**【萩原会長】**

ありがとうございます。

今、B委員からは、そのように事務局案についての御意見をいただきました。そのほかの委員の皆様におかれましても、例えば御質問でも構いませんし、御意見でも構いません。何かございましたら、よろしく願いいたします。この説明について分からない点、不明な点でも構いません。

A委員、お願いします。

**【A委員】**

1つお聞きしたいと思います。大口の代表で8,000m<sup>3</sup>というのが出ていますが、ちなみに、これはどういった業種の使用者なのでしょう。月当たり8,000m<sup>3</sup>なものですから、1日200m<sup>3</sup>から300m<sup>3</sup>ぐらい使っているということなんですけど。

**【事務局】**

医療業です。

**【A委員】**

大口使用者に対する配慮ということでは、先ほどB委員が言われたように、定額増というのが、影響が少ないものですから、やはりいいのかなと思います。

あと、1～10m<sup>3</sup>のですね。今まで取ってこなかったものですから、この部分をどの程度バランスを取るかだと思うんですけど、今回、1回目の値上げということを考えると、私は、激変緩和ということで考えると、10円でもいいのかなと。2回目の値上げのときがあるものですから、そのときに、今までは、その部分はゼロだったものですから、どうしても今回上げると、かなりのパーセンテージになってしまいますので、そのときに配慮してもいいのかなと思います。

**【萩原会長】**

ありがとうございます。

そのほかに、委員の皆様、御意見、御質問ございますか。

C委員、何か御意見ございますか。

**【C委員】**

事務局の案という形で、一応定率と定額を検討されて、定額の中で、じゃあ、10m<sup>3</sup>までの単価をどうしていくかという、実際に丁寧に検討されているとは思いますが。定率、定額なんですけど、どういう形で市民の方に伝えていくのかという観点でいくと、13枚目のスライドのこの資料がやはりとても重要に思います。要は、どれだけ水を使っているのかという一番上のものに対して、それらをどういう形で市民みんなを支えていくのかという観点でいくと、今のところ、青色のところはゼロになっているしとか、あるいは、大口の使用者に関しては、約9%ぐらいしか水の量は使っていないんだけど、料金としては4分の

1 負担してもらっているんだという、こういうところをしっかりとやっぱり説明していくのはとても大切だと思います。ですので、やはり小口も含めて、市民みんなこれから下水道を支えていくんだという意味からすると、そういうメッセージも含めて、定額増で今回いきますという案を示していくのは非常に大事だと思いますので、数字だけではなく、そういう市民に対するメッセージもぜひ大切にしていきたいと思います。

どの単価にするのかという点ですが、これは悩ましいと思います。こちらこそ、市民委員の方々の意見もしっかりと聞かないといけないと思うんですが、実際には真ん中の10円か15円かというところになるとは思うんですが、実際に今回だけで終わりではないことを鑑みると、先ほどのA委員の意見もあるかと思えますし、いやいや、一番使用水量にほぼ近い形でするんだしたら、やっぱり15円ですよという。私個人的には、15円で計算すると、使用水量どおりにほぼなっているなというのは、よくこういうふうになったなと思うんですが、使用水量をベースに、みんなで負担していくんだという、そういうメッセージとして15円にするのか、やはり少額に対しての使用者に関して少し配慮する形で、今回は10円にするとか、考え方はいろいろあるかと思えますので。でも、もともと、30%という目標があるので、そこを達成する意味からすると、やはり市民の方の意見をお伺いするのがいいのではないかなとは思っています。

#### 【萩原会長】

C委員、ありがとうございました。

今のC委員の御指摘のとおり、確かに、実際に市民の皆様の御意見を伺っていくべきだというふうにも考えます。また、30%目標達成に向けて、どのような形で考えていったらいいのか、特に定額増というところで、そして、10円、15円の比較については、13ページで、増加額を使用水量になるべく近づけていきたいとのことでしたが、10円にするか15円にするかというのは、やはりこれも皆様の御意見を伺いたいと思います。

A委員は、先ほどの御発言に基づいて、定額増の10円という御意見でよろしいかと思えます。それでは、D委員から右回りに御意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### 【D委員】

私は最初これを読ませていただく前に、感覚として、利用割合に比例して、定率増でい

ったほうがいいのかなというイメージでずっと読んでいました。それから、昔の考え方もしれませんけれども、たくさん使う工場だとか商業施設だとか、そこはたくさん資金力もあるので、負担してもらったほうがいいのかなというイメージでずっとこの会にも出席させていただいていたんですけれども、ところが、これを読ませていただくと、どうも状況が変わってきました、そういう大口利用者はだんだん、あまり負担をかけないようにというイメージが変わってきているようです。最後まで読ませていただくと、やはりこれ、大口のほうにあんまり負担、定率でいくと、さらに負担を強いるような形になるものですから、これを読ませていただくと、定額増のほうがいいのかなということです。

それから、大ざっぱに事業用と個人の生活用水というふうに分かれていますけれども、我々は中小企業を見ているので、なかなか大企業の部分と中小企業の部分と、中小企業はやはり生活レベルの一般の方に近いようなイメージもあって、最低賃金の問題も、10月から50円ぐらい上がっていきますけれども、中小企業はこれ、ちょっと耐えられないんじゃないかなというのを感じております。とはいえ、値上げしていかないと立ち行かない状況だと思いますので、定額増でいいと思います。

それから、10円か15円かという判断は正直分からなかったんですけれども、C委員の意見を聞いたら、使用水量の割合と15円がぴったり合っているので、非常に説得力があるのかなというお話で、取りあえず、将来、先を考えれば、早く値上げはしないといけないので、私は15円という形でいいと思います。

#### 【萩原会長】

ありがとうございます。

それでは、E委員、お願いいたします。

#### 【E委員】

主婦の意見といたしまして、これまで大口使用者がたくさん負担して下さったということをご存知ませんでした。大変申し訳なかったなと思いますけれども、結論として、私は定額増で15円という案に賛成したいと思います。私たち、ちまちま生活していますと、確かに10円と15円では違うんですけれども、配管の工事などで費用がかかってくると思いますから、運営できるような形で値上げができれば、やはりそこで一旦思い切って上げていただいたほうが、ちょこちょこ上げていただくよりもいいかなと思いますので、定額の

15円を支持いたします。お願いいたします。

**【萩原会長】**

ありがとうございます。

それでは、F委員、お願いいたします。

**【F委員】**

なかなか門外漢のことで、すぐにはぱっと理解できないことばかりなんですけれども、15円という形で専門の方が提案されてきているわけで、それは全く分からないわけじゃないんですけれども、この図を見ながら、確かにそういうことになるのかなというぐらいのことしか今の段階では言えないんですけれども、市民の皆さんにしっかり理解していただけるような説明なり、広報で理解していただくようなことはしっかりやっていただくしかないと思いますので、よろしくをお願いします。

**【萩原会長】**

ありがとうございます。

それでは、G委員、お願いいたします。

**【G委員】**

すいません、一般市民として、そして、生活の中で一番水に携わる女性としての観点ですけれども、実は私もD委員と一緒に、前回の会議から、H委員も言われたような公平性ということからすると、定率増だなどずっと思っておりました。そのようになるのだなと思っておりましたが、前回の会議の展開、そして、今回の資料の準備からいたしますと、そんなふうにして決まっていくのかなという感がございます。

そして、市民の方へどのように説明するのかなと思ったときに、まず、目標の設定値が小口の30%だということと、みんなが負担しなければいけないので、小口の方たちも自覚してくださいねということを伝えればいだけであって、大口の方たちの負担を減らしていきましょうというのは、ちょっと一般市民のほうには伝わりにくいかと思います。それは、D委員もおっしゃられたように、たくさん水を使った者に負担が行くのが普通ではないかという感情を一般市民は持っているからです。

なので、第1候補、第2候補と出ている15円、10円と見たときに、私は10円を賛成します。なぜかという、先ほど言いました目標の30%を上回っているということ、そして、15円のように大口の使用の方への負担を大変減らせるということが書かれていないからです。

**【萩原会長】**

ありがとうございます。

今のところ、定額増で、そちらのほうはよろしいということですね。

**【G委員】**

はい。10円のほうを希望します。

**【萩原会長】**

ありがとうございます。

それでは、H委員、お願いいたします。

**【H委員】**

私は、この資料を見せていただいたときに、公平って何だろうなというので、定率増でしようという考えを持っていたんですけど、その考え方を全く論破していただいてありがとうございます。説明を聞いて、定額増に変わってしまっております。

あと、10円と15円も非常に悩みまして、そこで浮かんできたのが、テレビのニュースに名古屋市長が出ていまして、「名古屋市長としては、名古屋市の水道料金を上げるのはつらい。つらいけど、値上げをしないといけないということを分かってちょーよ」と、そんな感じで言っておりまして、「ほお、この人もそういうことを言うのか」というので、やはりいろんなところで財源が枯渇し始めているなというところで、財源を戻すために、早めな値上げ、それと、多いように感じるかもわかりませんが、B委員が言われたように、能登地震とかそういった中で、やっぱり震災に強い上下水道というのも着目していかれることも1つお話を出していただいて、私は10円、15円のところについては、15円でいかがでしょうかという考え方になっております。

**【萩原会長】**

ありがとうございます。

B委員、先ほど一応伺いましたけど、お願いします。

**【B委員】**

愛知県小牧市というのは、水道料金が今まで安かったということも自覚していただきまして、今の価格プラスいくらというパーセンテージで出すと、30%もの値上げとなります。商業者としては、たくさん買えば安くなるのは、昔から商流としましてこれは通常でございまして、たくさん買って高くなるのは水道料金だけなんですよ。だから、その観点からいくと、おかしいよねと。施設をたくさん使うと管が劣化するから、ランニングコストがかかるということだと思いますけども、先ほどの能登半島の地震でも、水道管が、段差が激しくて、管がひび割れてしまった地上を走っているんですよ。そういうことで、今必要なのは、適正な水道料金に戻すと。愛知県の平均を見ましてもね。そういうことの観点からいけば、決して私は一方的な値上げではないと考えておりますので、先ほど来いろいろお話を聞いておりますけれども、説明の仕方によってはえらい変わるものですから、その辺は、啓蒙普及も併せて、やはり慎重にやるべきことは、市民の皆さんに対する説明を一番重要視していかなければならないと考えております。

**【萩原会長】**

ありがとうございます。

それでは、I委員、お願いします。

**【I委員】**

小牧市の市民のアンケートで、小牧市の気に入っているところは何ですかということで、やはり自然災害に強い町というのが一番多いようです。下水管の耐震化というのは必要ですので、それにコストがかかるのは分かっているんですけど、やっぱり定額の10円が私はいいと思います。

**【萩原会長】**

ありがとうございます。

A委員、一番初めに伺いましたけど、何か補足というか、追加とかありますか。

#### 【A委員】

そうですね。いや、なかなか総額で30%というのを決めているものですから、あとはその中で、どのような業種とか、市民の方とか、どういうところに負担を持っていくかという議論だと思うんですけど、先ほどほかの委員の方も言われましたけど、大口の使用者に、今までは従量制なものですから、どうしてもたくさん負担していただいていたと。やはり市によって業種も違うものですから、その辺は市によって違うんですね。名古屋市は、企業が多いものですから、どうしてもそちらへ負担をして、名古屋市は愛知県の中でも一般の市民の方の負担というの一番軽いです。その分企業がたくさんあるということで、そういうバランスにしています。

そこは市によって違うし、市町によってやっぱりバランスが違うものですから、経営という観点からいくと、きっと先ほど一番最初に説明がありましたように、整備拡大のときと、今からの維持になってきて少し変わってきたのかなと思います。確かに公平の観点からいくと、さっきの水量割合と負担割合がぴったり合っているのが何か公平かなとも思わんでもないんですけど、段階を踏むのであれば、私は、先ほど言ったように、まずは、今までゼロ円だったところなものですから、まずは10円にして、もう1回そこで、次のときに、もう一度議論があってもいいのかなと思います。

#### 【萩原会長】

ありがとうございます。

委員の皆様の御意見をそれぞれ伺いましたが、やはり1つにまとまらないというか、いろいろな視点がありますし、それぞれ皆さん、委員の皆様の御意見には説得的なものがありますし、じゃあ、私がどのような意見を持つのかと言われても、なかなか難しいところがありまして、どうしても目に見える形でいきますと、先ほどC委員がから説明のありました13ページの表は確かに説得的だし分かりやすいという点もあれば、一方、今、A委員の御発言にもありますように、段階を追って上げていくという必要性も否めないで、私自身の意見もなかなか決めかねるところでございます。そこで、C委員、何かもし御意見があればいただければと思いますけれども、お願いできますか。

### 【C委員】

追加で、すいません。これも、どう市民の方に伝えるかだと思うんですけど、1つは、19㎡、月の平均的な一般家庭でいくと、10円の場合には554円なので、ほぼ税抜でワンコインになるんですね。なので、今回は、一般家庭の皆さん、ワンコイン、ちょっとお願いします。でも、最終的には15円を目指さないといけないので、また、料金改定はこれで終わりじゃないので、その次に関しては15円のような体系を目指しますという。なので、今回は皆さん、少しワンコインで、みんなで支える形に料金体系を変えていきしょうというのも1つメッセージかなとは思っています。

もう1点気になったのが、15円で10㎡がやっぱり50%を超えているところをどう受け止められるかというところで、やっぱり50%は超えないようにしようというのも1つのメッセージだと思いますので、そこは、こういう数字というより、どういうふうな形で市民に伝えるのかといったところで最終的に決めていくのが重要かなという気はします。なので、分かりやすいのは、13ページよりも、何かワンコインお願いしますのほうが、もしかしたら分かりやすいのかもしれないと、私は思いました。

### 【萩原会長】

ありがとうございます。

ただいまC委員から、市民への伝え方というところで御指摘がありました。それに関しましては、先ほども委員の皆様から、F委員もそうですし、B委員もG委員からも御発言がそれぞれありましたけれど、市民の皆様へどう説明したらいいのかという、その部分、非常に重要な御指摘だと思います。今回、事務局から、10円増、そして、15円増の負担提示をいただきましたけれど、委員の皆様の今の御意見を伺いましたところ、1つの案にまとまりそうにございません。事務局として何か御意見等ございましたらお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

### 【事務局】

先ほど来から、委員の方々から、市民にどう伝えるかというところでのお話もありました。やはり今回説明する中で、大口の方の負担軽減とかいう話もしておりますが、委員の方々と言われるように、市民全体で今回の値上げを負担していくという方向で説明をしていかなければならないかなと事務局も思っております。実際に今回、10円と15円で審議を

お願いしておりますけれども、どちらかというところがなかなか今のお話の中でも難しいと思っております。最終的にはこの審議会から答申をいただく形にはなりますが、他市の答申を見ましても、やはり最終的に1案を決定するような形の答申がほとんどでございますが、いろいろな意見を付しながら、併案というのか、2案を答申に出す場合もないことはないと思います。ですので、いろいろな意見を付しながら2案を答申として出した上で、最終的に市が決定していくのも1つの方法としてはありではないかと思っております。

#### 【事務局】

少し補足でお話しさせていただきたいと思っております。今、お話ししたとおりで、皆さん、ある程度意見が分けられれば、当然併記ということも必要なのかなと思っております。あとは、市のほうがどこを視点に決めるかというところで、事前に事務局で話してきたところをお話しすると、なかなか私どもとしても、決定打があればいいんですけど、10円、15円、両方が出た意見、当然どちらも意見として合致している話かなとは思っておりますので、事務局の当初の話合いでは、なかなか2案になった場合、決めるのは難しいよねというところが正直なところなのですが、ただ、やはりこういった意見が分かれている中で、強引にこちらにという方向はよろしくないと、そのための審議会だと思いますので、先ほど説明したとおり、併記をしていただき、どちらにしても、答申をいただいた市が最終的な判断をすることにはなると思っております。最終的な判断をさせていただいた上で、説明をすることになると思っておりますので、そういった形でまとめていただければと、事務局としては思います。

#### 【萩原会長】

ありがとうございます。

ただいま事務局に、私もちょっとどのようにしたらいいのか今お尋ねしたところ、この審議会において、15円にする、あるいは、10円にする、どちらか1つを決めなければいけないという形ではなく、最終的な答申として併記することも可能だという御指摘を受けました。確かにどちらも拮抗しているというか、本当に二分していますので、そう考えてみたときに、今の事務局からの説明のとおり、ここで1つに、15円にするとか10円にするという議論よりも、むしろこの審議会では、審議したところ、定額増については皆さん賛成いただいた。他方で、10円にするか15円にするかについては、それぞれ説得的な説明があ

りましたので、1つにまとめることができなかつたと正直に答申に盛り込むこともよいかと思うんですが、委員の皆様、どうですか。私としては、併記、併案、2案、こちらで考えていくことにしたいと思うんですけど、御意見ございますか。

**【D委員】**

併記していただいて。

**【萩原会長】**

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

**【萩原会長】**

それでは、今回、提案としては、本当はどちらか一方にさせていただきたかったのが恐らく事務局の意向だと思えますけれど、審議会の審議の中で1つの案にまとめることは難しいと私は考えます。したがって、委員の皆様からの賛成というか、意見もありまして、併記という形で、10円または15円、こちらでまとめたいと考えます。

なお、市民の方への説明については委員の皆様から繰り返し発言がございました。ですので、10円にする、あるいは、15円にする、いずれにしても、市民の皆様に対する説明が特に必要だと思います。先ほどC委員からもありましたけれど、例えば10円にするならば、今後2回目の改定の際にこういうふうになるよということもあらかじめ説明しておく必要もあるかもしれません。ですから、そういう点も含めて、事務局のほうで答申(案)をまとめていただければというふうに考えますが、よろしいですか。

それでは、今回、次第の4、議事の(1)使用料体系の検討については以上のおりとさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、(2)「公衆浴場用」と「農業集落排水事業」の使用料体系についてを議事といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

**【事務局】**

それでは、資料2をお願いいたします。

今回の使用料体系に併せて、「公衆浴場用」と「農業集落排水事業」の使用料体系をどうするのかということについて事務局から御提案をさせていただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

まずは、「公衆浴場用」の使用料体系でございます。「公衆浴場用」とは、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される入浴施設の使用料体系を別に設定しているもので、水道料金においても「湯屋用」として設定されております。一般的にスーパー銭湯と言われている施設は対象から外れておりますので、現在、小牧市で、この使用料体系を適用している使用者はございません。しかし、将来、使用者が現れる可能性はゼロではないということで、一般用の使用料体系の改定に併せて改定したいと考えております。

今回の使用料改定は使用料収入30%を目標にしていることから、現行の基本使用料4,611円、従量使用料48円をともに30%増加して四捨五入をしまして、基本使用料5,994円、従量使用料62円とすることを事務局の改定案とさせていただいております。

3ページをお願いいたします。

「農業集落排水事業」の使用料体系についてでございます。「農業集落排水事業」は、集落の各家庭から出る汚水をまとめて処理することで、農業用水をきれいにしようとする事業です。現在も公共下水道の使用料金と同様の料金体系でお支払いいただいていることや、令和4年度の経営審議会においても、将来的には公共下水道へ統合していくという方向とされたことから、公共下水道の一般用の使用料改定に準じて改定を実施していきたいと思っております。

説明は以上でございます。

#### 【萩原会長】

ありがとうございました。

事務局からの説明が終わりました。御質問、御意見などございましたら、御発言をお願いいたします。特にございませんか。

D委員、お願いします。

#### 【D委員】

確かに小牧市は、公衆浴場というのではないと思うんですけども、他の市町で、どこかあって、その市町はどのようにやってみえるのか。春日井に1軒か2軒あるぐらいだとか、一宮にも1軒か2軒あるとかいうぐらいの感じなんですけれども、データはありませんか。

**【事務局】**

他市町で今公衆浴場がどれだけあるかというものにつきましては、情報を持ち合わせていないものですから、申し訳ないんですけども、実際改定につきましては、どのようにされたかというのは情報があります。

例えば岩倉市、こちらは先ほどご説明のように、まだ改定の答申（案）になりますが、岩倉市は水道事業と下水道事業、両方とも改定をしております、水道事業と下水道事業、両方合わせて廃止をしております。ただ、こちらは、下水道と水道、両方同時に改定したからできたもので、小牧市につきましては水道がまだ残っておりますので、下水道だけなくすというのはなかなか難しいかと思っております。

また、一宮市につきましては、公衆浴場用の体系を残して改定しています。基本水量を廃止して、廃止部分は既存の従量使用料の増額分と同額をプラスする形で使用料の改定をしております。

**【萩原会長】**

よろしいですか。

**【事務局】**

今回、答申をつくるに当たって、他市町の資料を見せていただく中では、今現在、公衆浴場がないからといって、なくすところはほとんどなくて、残しているところが多いです。また出てくる可能性がありますので、残すなかで、一般用と少し同じような形で上げさせていただく。今回、小牧市は、全体で30%上げようというお話で進みましたので、今回そのまま30%上げさせていただいた提案をさせていただいたこととなります。

**【萩原会長】**

ありがとうございます。

今はないけれど、まだ出てくる可能性も当然あるということですね。

**【事務局】**

そうですね。東京では今でも銭湯がいろいろな形で残っていますので、小牧市でも今後ないかという、そういうわけにいきません。使用料は条例ということで、なくすと急に出来たときに対応ができないということもありますので、残した形での同じような30%収入を上げるという提案をさせていただいているということでございます。

**【萩原会長】**

ありがとうございます。

そのほかに御質問、御意見ございますか。よろしいですか。

C委員、何かありますか。

**【C委員】**

すごく基本的なことをお聞きしていいですか。下水道は国土交通省じゃないですか。公衆衛生って恐らく厚生労働省だと思いますし、農業集落排水って農林水産省だと思うんですけど、この辺の料金に関しては、それは基本、地方自治で、市の条例でしっかり決めればいいんですよという形で、各省庁との調整が必要とか、そこは全く気にしなくてもいいんですかというのをお聞きしたいです。

**【事務局】**

農業集落排水事業はまた別に条例を持っていますし、料金設定については、それぞれの市で条例を定めるという形になりますので、特に所管庁のほうへの調整というか、そういうのはないとは思いますが。

下水道については今、国土交通省のほうから、150円まで使用料単価を引き上げるという話は来ており、値上げの検討をしているのはございますが、ほかの官庁では、そういうところで、料金を上げるというところの話は出てはおりません。

**【萩原会長】**

よろしいですか。

**【C委員】**

いや、例えば農林水産省が農業集落排水で、例えば愛知県内でこういう方針があり、それに合わさないといけないとか、何かそんなややこしい縦割りがあるのかなというのを伺いましたかっただけです。

**【萩原会長】**

ありがとうございます。

そのほかに御意見、御質問ございますか。よろしいですか。

では、今回、この御説明のとおり、「公衆浴場用」、も改定していくし、あと、「農業集落排水事業」の使用料体系についても順次改定していくということでよろしいですね。それでは、事務局案のとおり改定するというのでよろしいですか。

(「よろしい」の声あり)

**【萩原会長】**

それでは、事務局案のとおり改定することいたします。

それでは、議事の(3)答申書(案)についてを議事といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

**【事務局】**

それでは、資料3をお願いいたします。

今回、下水道使用料の改定につきましては、昨年7月の審議会で諮問があったものに対して、これまでの審議会で決定した内容を次回の第4回審議会で答申書として取りまとめ、市長へ提出します。

次回の第4回審議会で、答申書の全ての内容を御確認いただき、その場で修正するのも大変ということですので、第2回までの審議会で決定した内容につきましては、今回の第3回審議会で御確認いただきまして、いただいた御意見を基に、今回、第3回審議会の決定事項等を入れまして、次回の第4回審議会までに修正をさせていただき、修正後の答申(案)を第4回の審議会で決定していきたいと思っております。

それでは、資料3のほうで、1枚目ですけれども、こちらは答申の鏡文になります。

1枚めくっていただきまして、案の答申書という表紙のような形になっておりますが、こちらの日付につきましては、第4回の審議会のときの提出日とさせていただきますので、空白となっております。

裏面になりますけれども、こちらから、まず、1番に、「はじめに」とありまして、こちらが概要を記載しております。

2番としまして、下水道使用料の改定についてということで、1) 使用料決定スケジュール、こちらの1) と、次のページの2) 使用料算定期間につきましては、今年度、令和6年度の第1回の審議会で決定した事項になります。

まず、1) の使用料決定スケジュールとしましては、(1) として、「令和7年10月に下水道使用料収入を約30%増加させる使用料改定を行う」、次のページに行きまして、(2) としまして、「1回目の改定から概ね3年後に、経費回収率が100%以上となる使用料改定を行う」、こちらの2点になります。

その下2段で説明を書いております。「一般会計からの補てんを受けている現在の経営状況は、市財政である一般会計への負担となるだけでなく、一般会計を財源とする各種の市民サービスにも影響を与えることになる。そのため、下水道事業に必要な業務を計画的に進めていくために使用料改定時期は早い方が望ましい。しかし、1回の改定で大幅な値上げをすることや、短い期間で何度も値上げをすることは市民の負担が大きいことを考慮し、使用料改定を2回に分けることで経費回収率100%以上を達成することが適当と考える」と説明を入れております。

次に、2) の使用料算定期間でございます。

(1) としまして、「1回目の使用料改定に係る算定期間は、令和7年度から令和9年度の3年間とする」としております。「事業運営の見通しを長期にすることは、予測から逸脱するリスクを伴うため、下水道使用料の算定は3年から5年程度で行うことが望ましい」とされております。「そこで、1回目の算定期間は、使用料改定を実施する令和7年度から2回目の使用料改定を実施する直近である令和9年度までの3年間とするのが妥当である。なお、2回目の使用料改定に係る算定期間は、2回目の使用料体系の検討の際に決定することとする」というふうに説明を入れております。

その次の3) の使用料体系、こちらにつきましては、前回、第2回の審議会で決定した内容でございます。

アとしまして基本水量の廃止。「安定した事業運営のためには、使用水量が少ない利用者にも負担を求める使用料体系とすることが必要と考え、0～10m<sup>3</sup>までの利用者が超過使用料を負担しない基本水量の設定は廃止することが適当である」。

イとして使用料対象経費の配賦割合。「使用料対象経費を、『需要家費』『固定費』『変動費』の3つに分類し、使用料収入のうち、基本使用料には需要家費の全部と固定費の一部を配賦し、従量使用料には残りの固定費部分と変動費の全部を配賦した結果」、次のページに行きまして、「基本使用料の配賦割合は約41%となった。これは、令和4年度決算の使用料収入における基本使用料の割合とほぼ同じであり、使用料改定後も現況の配賦割合を維持することが妥当である」。こちらが、いわゆる、先ほどありました40%対60%の話でございます。

米印で、「以下、今回の審議会で決定した内容を追記予定」とありますが、ウとして超過使用料の水量区分と使用料単価の見直し、今回の第3回の審議会で決定する部分ですね。使用料単価の見直しと、エとして公衆浴場、オとして使用料体系。こちらに表が載るような形になるんですが、今回、先ほどありましたように、2案、表を掲げるような形になる予定でございます。カとして「農業集落排水事業」の使用料、こちらを3の附帯意見の前で追記させていただきます。

3の附帯意見としまして、1つ目が、「2回の使用料改定により経費回収率100%以上達成した後も、定期的に経営計画の見直しを行い、それに合わせて適正な下水道使用料を検討されたい」、2つ目として、「使用料の改定は、利用者に対して現行以上の負担を求めるものであるため、経営を担う事業者側としても支出の削減及び合理化・効率化など一層の経営改善に取り組み、経営の安定化に努められたい」、3点目として、「安定した事業運営を実施するために、経営状況を常に把握し、適宜必要な審議を行われたい」、4つ目として、「使用料の改定内容については、市民に対して十分な情報提供ができるような広報活動を実施していただきたい。また、市民に対してわかりやすい説明に努められたい」、この4点を附帯意見としております。

4として、結びで、「本審議会では、公共下水道事業を持続的かつ安定的に運営していくため、慎重な審議を重ね、下水道使用料の適正化についての基本的な方向性を示した。下水道事業は、市民生活の衛生環境の向上と公共用水域の水質保全に欠かせない重要な都市基盤であることは言うまでもない。本市の公共下水道事業が、住民及び民間事業者の理解と協力を得ながら公営企業として不断の経営努力を行い、適正な事業運営を図ら

れるよう強く要望するとともに、将来にわたり安全で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供し、その責務を果たすことを期待するものである」と、このように結びを入れております。

最後の次のページになりますが、今回の審議会の委員名簿をつけさせていただいております。氏名は、条例上の号ごとに、五十音順とさせていただいております。

答申（案）についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**【萩原会長】**

ありがとうございます。

事務局からの説明が終わりました。御質問、御意見などございましたら、発言をお願いいたします。

確認ですが、この答申（案）というのは次回の審議会で決めるのですか。

**【事務局】**

今回、示させていただいた答申書（案）には、1回目、2回目の審議会で決定したことを記載しております。この中で、この文章はちょっとどうなのかとか、こういうものを入れてほしいとか、そういうものがあれば追加させていただきますし、3回目の今回の審議会で決定した事項については、持ち帰りまして、次回、10月から11月頃になると思いますが、第4回の審議会の前までに答申（案）を郵送などで一度お示しさせていただきまして、また御意見等をいただきました上で、最終（案）を第4回の審議会で提案させていただく形を取りたいと考えております。ですので、第4回につきましては、最終的な確認のような形にしたいと事務局は思っております。ですので、第4回ときは、決定した後、おそらく市役所になると思いますが、市長に来ていただいて答申を出すような形を今は検討しております。

**【萩原会長】**

ありがとうございます。

そうすると、第4回審議会では、こちらの案ではなくて、ほぼ確定した形のものが事務局から提示されるんですね。委員の皆様には、第4回審議会の前に事前に送付し、事務局の最終的な案が示されて、意見をいただく形になるということですから、今回の審議会に

おいて、ここで意見がもし出なかったとしても、そのほかに意見を出していただく場はございます。第4回審議会の前に委員の皆様にあらかじめ示すということですが、例えば今日この場で意見が出なかった場合、あるいは、家に持ち帰ってこれを見たときに、この点を追加してほしいという意見があった場合には、事務局にその意見は申し出てもらっても構わないですよ。

#### 【事務局】

それはぜひ事務局のほうへ御一報いただければと思っております。よろしくお願ひします。

#### 【萩原会長】

それでは、そういうことを踏まえた上で、この場で御発言いただけるものがあれば、ぜひ御発言いただきたいと思うのですが、委員の皆様、どうでしょう。

#### 【C委員】

4点ちょっとお願ひというか、コメントしたいと思いますが、まず1点目は、ページがないから、めくって、「はじめに」のところですが、「一般会計から赤字補てん」との記載について、ここは、専門用語になるかもしれませんが「基準外繰入れ」などの言葉は使わずに、「赤字補てん」という言葉でよかったですのでしょうか。実際に基準内繰入れもあると思いますので、基準外繰入れを何とかしないといけないというところだったと思います、というのが1点目です。

それから、2点目は、同じくその次の段落の「安全に施設の維持を行うには耐震化を計画的に」というところですが、現状、耐震化と更新は、併せて行っているとは思いますが、「更新」という言葉もどこかにしっかりと入れておいて、更新とともに耐震化を計画的に進めていくという用語があったほうがいいのではないかなとは思いました、が2点目になります。

3点目が、料金体系の基本水量の廃止のところですが、「使用水量が少ない利用者にも負担を求める」という言葉ですが、ここの議論した中でいくと、やはり市民みんなで支えましょうというところも重要な論点だったと思いますので、「負担を求める」という言葉より、使用水量が少ない利用者も含めた全ての市民で下水道経営を支える料金体系

とか使用料体系とか、何かそんな表現のほうがいいのではないかと思います。

4点目が、附帯意見のところですが、下から2つ目のポチと一番下のポチですが、3つ目と4つ目のポチになりますが、4つ目のポチを見ると、使用料の改定内容については、情報提供で広報活動をとということなんですが、私、何回目かに、料金を改定するので広報活動を頑張るといのはやっぱり違うんじゃないですかということをお伝えしたと思いますので、できれば、3つ目のポツの安定した事業運営を実施するために、経営状況を常に把握し、必要な審議を行い、その後に、「市民への情報提供を行われない」とか、何かここに、常に市民とのコミュニケーションというか、情報発信という言葉を入れたほうがいいのではないかと思います。

以上4点、御検討いただければ大変助かります。

#### 【萩原会長】

ありがとうございます。

大変貴重な意見だと思います。この点について、事務局から御意見等あればお願いいたします。

#### 【事務局】

御意見ありがとうございます。

4点お伺いいたしまして、おっしゃるとおりだと思いますので、まず、「赤字補てん」のところはやはり基準外繰入れのお話なんですが、確かに専門用語というところもありますので、どのように表現するかを検討させていただきたいと思います。

先ほど、2点目ですが、更新の件につきましては、やはりおっしゃるとおりで、耐震と更新を同時に行っていく上において、耐震だけではなく更新も入れていったほうが良いと思いますので、こちらも文章を考えさせていただきます。

3つ目の基本水量の廃止の件のところは、先ほど、今回の審議会でも委員の皆様が言われたとおり、市民全体を支えていくということもありますので、その文章も変えさせていただきます。

4点目の部分につきましても、確かに経営状況を、市民への情報提供というところが今までなかなかできていない部分もありましたので、そういうのも含めまして、今後、附帯意見として、審議会としては、市民への情報提供を、経営状況の報告も含めてというよう

な文章に変えさせていただこうと思います。ありがとうございました。

#### 【萩原会長】

今のC委員の御指摘、とても重要だと私も思いましたし、だから、小牧市の下水道の改定に関しては、市民みんなで支え合おうというのが1つの大きなメッセージのような気がするんですね。それは本当にC委員の御発言のとおりだと思いますので、その点、ぜひこの答申の中に反映させていただきたいと思ひますし、また、市民への情報提供、終わってしまっただけの情報提供というのではなくて、一緒にやっつけようよというメッセージがやっぱり必要だと思いますから、この情報提供に関しましては、適宜市民の皆様へ情報をお知らせし、お示しし、そして、一緒に支え合っつけようよという、そういうメッセージにもつながると思ひますので、その点、ぜひよろしくお願ひいたします。

そのほか、委員の皆様、御意見ございますか。よろしいですか。

こちらにつきましては、先ほど事務局からの御発言もありましたとおり、何かお気づきな点があれば、事務局に御連絡いただければ御対応して下さると思ひますので、委員の皆様も、こちらの答申（案）について御意見等、またお寄せいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、意見も出尽くしたようですので、ここまでにしたいというふうに思ひます。事務局には、今回出されました御意見を参考に、答申（案）の修正をしていただきまして、次回の審議会での御提案をよろしくお願ひいたします。

次第5のその他に移らせていただきます。

事務局から何かございますか。

#### 【事務局】

事務局より、今後の予定です。次回の審議会であります。先ほどの説明にありましたように、10月または11月に開催する予定です。答申書につきまして、最終決定させていただきます。できればその場で市長に渡す形にしたいということで、現在、市長部局と日程調整をさせていただいているところです。決定次第、また開催通知を送らせていただきます。

また、本日の会議録でございますが、事務局で作成次第、委員の皆様へ送付させていただきますので、御確認よろしくお願ひいたします。その後、市のホームページで氏名を非

公開にして公表させていただく予定でございます。

事務局からは以上であります。

**【萩原会長】**

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何か御質問等ありますか。よろしいですか。

**【事務局】**

よろしいですか。1点ですが、先ほどの答申（案）につきまして、どんな細かいことでも結構ですので、何か気づいた点がありましたら、事務局のほうにお願いをしたいと思います。本当にどんな点でも構いませんので、よろしくお願いいたしたいと思います。

**【萩原会長】**

ありがとうございます。

それでは、委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日予定された議題は終了いたしました。皆様方には、議事進行に御協力、感謝申し上げます、事務局のほうにお戻ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

ありがとうございました。委員の皆さんにおかれましては、慎重審議のほうをしていただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、これをもちまして、令和6年度第3回小牧市上下水道事業経営審議会を閉会いたします。最後にいつも申し上げておりますが、まだまだ暑い日も続いております。また、若干、夕方、日が落ちるのが早くなってもきておりますので、お車等を運転する際には、ぜひとも交通安全に注意していただきたいと思います。お待ちしております。

それでは、これで閉会といたしますので、本日はどうもありがとうございました。